



発議第 1 号

第 68 号



令和 8 年 2 月 25 日

かすみがうら市議会議長 来栖 丈治 様

提出者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

稲井 繁行
矢口 龍人
岡崎 象
久松 公生
櫻井 健一
鈴木 貞行

議会改革調査特別委員会設置に関する決議

上記の議決を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

別紙

議会改革調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり、議会改革の一環として、市議会議員選挙と市長選挙若しくは茨城県議会議員選挙との同日選挙に向けた調査研究と併せて議員定数及び議員報酬等の適正化等に伴う調査研究を行うため、特別委員会を設置するものとする。

1 名称 議会改革調査特別委員会

2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第6条

3 目的 本市議会の一層の適正健全な運営に向けた議会改革に取り組んでいくため、市議会議員選挙と市長選挙若しくは茨城県議会議員選挙との同日選挙に向けた調査研究を行い、投票率の向上及び選挙執行経費の削減、投票の利便性等を求めていく。

また、本市議会議員定数については、平成22年度に20名から16名に削減して以降、急激に変化をする社会情勢のなかで、現状の定数の適正性について市議会として議論がなされていない現状にあるため、適正な議員定数について調査研究を行うものである。

更に、議員報酬については、令和6年12月16日付、市特別職報酬等審議会からの答申を受け、現在の議員報酬より約15%の引き上げとなり、任期満了となる令和9年1月の市議会議員選挙から適用する予定となっている。

しかしながら、今般、議員報酬の低水準に伴う地方議員のなり手不足が深刻化するなか、特に、若年層や子育て世代が議員になることが困難な状況にあり、本市においても、現在、女性議員が一人もおらず課題となっている。なり手不足は、議会の意思決定や政策立案、行政監視といった機能に大きな影響を与え、地方自治の弱体化を招く恐れがあることから、併せて議員報酬についても、議会改革調査特別委員会設置に伴い、調査研究を行い、議会活動の更なる充実・強化を図る必要があると考える。

4 委員の定数 かすみがうら市議会全議員16名